

西宮市乳幼児健康診査検討会設置要綱

(設置)

第1条 乳幼児健康診査の円滑な運営と健康診査の向上について協議するため、西宮市乳幼児健康診査検討会（以下、検討会という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は次の事項について検討を行う。

- (1) 乳幼児健康診査（以下、「健診」という）の内容及び運営に関すること
- (2) 健診結果の集計・評価に関すること
- (3) 健診技術の標準化及び向上に関すること
- (4) 健診の事後措置に関すること

(会員及び任期)

第3条 検討会は、会員10名で組織し、会員の構成は次のとおりとする。

- (1) 西宮市医師会代表 5名
- (2) 西宮市歯科医師会代表 2名
- (3) 学識経験者 1名
- (4) 西宮市 2名

2 会員の任期は2年とし、補欠会員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長を置き、会長は会員の互選により定める。

- 2 会長は、検討会の会務を総理する
- 3 副会長は、会長が会員のうちから指名する
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する

(会議)

第5条 検討会の会議は、会長が召集し、会長が議長を務める。

2 会長は、必要があるときは、会員以下の関係者を会議に出席させることができる

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、健康福祉局保健所地域保健課において行う。

(雑務)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付則

この要綱は、平成10年3月1日から実施する。

付則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

付則

この要綱は、平成21年2月1日から実施する。

付則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。